上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１７日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市規則第５４号

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則（令和５年上越市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号に次のように加える。

ク　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のＺＥＨ化・省ＣＯ２化促進事業）交付要綱（令和８年４月１日付環地温発第２６０３２６７号）

第１号様式中

「□　ＺＥＨ支援事業
□　地域型住宅グリーン化事業
□　ＬＣＣＭ住宅整備推進事業
□　新潟県版雪国型ＺＥＨ支援事業
□　みらいエコ住宅２０２６事業（長期優良住宅・ＺＥＨ水準住宅）
□　みらいエコ住宅２０２６事業（ＧＸ志向型住宅）」

を

「□　ＺＥＨ支援事業
□　住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業
□　新潟県版雪国型ＺＥＨ支援事業
□　ＬＣＣＭ住宅整備推進事業
□　地域型住宅グリーン化事業
□　住宅・建築物環境対策事業
□　みらいエコ住宅２０２６事業（長期優良住宅・ＺＥＨ水準住宅）
□　みらいエコ住宅２０２６事業（ＧＸ志向型住宅）
□　二酸化炭素排出抑制対策事業」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。